⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Improvement Works for the Remote Monitoring and Control System of Yumesaki Tunnel, Port of Osaka

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 P.M 18 November 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P. M 28 January 2027 (tenders brought with : 2 : 00 P.M 28 January 2027 or submitted by mail : 2 : 00 P.M 28 January 2027)

⑹　Contact point for tender documentation : YOKOTA Tomoyuki Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年10月15日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　森下　博之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　油津・夏井道路　西方第二トンネル新設工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　宮崎県串間市大字西方地先

⑷　工事内容　構造形式：ＮＡＴＭ工法
延長：400.0m
内空断面：90.9㎡
掘削工法：発破掘削

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約8,000㎥

⑺　本工事は、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（以下、「技術向上提案」という。）を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」（通常技術提案）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＳⅠ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

技術向上提案は、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様案（以下、「発注者が示す仕様」という。）に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の軽微な変更を許容し、さらなる工事品質の向上が図られるテーマについて、競争参加者の提案を求めるものである。提案された技術向上提案について、発注者が採用を決定し設計変更を指示した場合は、その技術向上提案の実施に必要な費用について変更計上の対象とすることを認めることとする。

⑻　本工事は、山岳トンネル工事において省人化を目的とした自動施工技術等の試行により、自動施工技術活用に関する技術基準類の整備を目的として実施する「省人化施工試行工事（トンネル）」である。

⑼　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑽　本工事は、段階的選抜方式の試行工事である。一次審査においては審査評価点により以下のとおり選抜するものとし、選抜されなかった者の入札は無効とする。

ア）参加者数が20者未満の場合：上位10者
（上位から10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者とし、参加者数が10者未満の場合は参加者全てを選抜する。）

イ）参加者数が20者以上の場合：上位15者
（上位から15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者）

⑾　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

⑿　本工事は、段階的選抜方式において、高度なマネジメントの実績を表彰と同等に評価する試行工事である。

⒀　本工事は、段階的選抜方式において、建設業における労務賃金改善に関する取組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出を求める取組みを実施する企業に対して、総合評価や工事成績評点において加点評価等を行うモデル工事を試行するものである。

⒁　本工事は、段階選抜方式において、カーボンニュートラルの取組実績を評価する試行工事である。

⒂　本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、３ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。

専任補助者は、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。ただし、現場代理人、担当技術者を兼務することができる。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。

⒃　本工事は、特定建設工事共同企業体の対象工事である。ただし、同一の企業が単体、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

⒄　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⒅　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒆　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⒇　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

㉑　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

㉒　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

㉓　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

㉔　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。